令和６年４月

保護者　様

世田谷区教育委員会

大規模地震が発生した場合の対応について

新年度が始まりました。今年度も、世田谷区の教育活動についてご理解ご協力いただきますようお願いいたします。さて、世田谷区では、東日本大震災等を受け、大規模地震が発生した場合の対応を以下のように決めています。新年度になりましたので改めてご連絡いたします。ご理解ご協力、よろしくお願いいたします。

大規模地震（区内で震度５弱以上の地震）が発生した場合の対応は、原則として、次のとおりとします。

１　登校前に大規模地震が発生した場合

・児童・生徒は、学校から連絡があるまでの間、「自宅待機」とします。
・学校は、区の災害対策本部又は教育委員会からの指示に基づき、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」の決定をします。
・学校は、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」の決定をしたときは、電話、学校緊急連絡情報配信サービス「すぐーる」、学校ホームページ等により、その旨を保護者に連絡します。

２　在校中に大規模地震が発生した場合

・　学校は、直ちに教育活動を中断し、児童・生徒の安全確保を徹底するとともに、保護者への引渡し等により帰宅させる準備を行います。
・　学校は、電話、学校緊急連絡情報配信サービス「すぐーる」、学校ホームページ等により、児童・生徒の安否、学校の被害状況、保護者への引渡しを行うこと等を保護者に連絡します。
・　児童・生徒の帰宅方法は、原則として保護者への引渡しによります。
・　保護者の引き取りまでに時間を要するなど帰宅が困難な児童・生徒については、学校において、飲食、防寒等の必要な対応を行います。

３　登校・下校途中に大規模地震が発生した場合

・　通学路等を巡回し、児童・生徒の安全確保にあたり、学校に誘導します。
・　児童・生徒が学校に到着した後の対応は、在校中に準じます。
・　児童・生徒が帰宅していた場合は、安全な状況であるか確認に努めます。